



## COTOBA Agent サービス利用規約

株式会社コトバデザイン(以下「当社」といいます)が提供する COTOBA Agent サービス(以下「本サービス」といいます)は、この利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき提供されます。尚、本規約に同意されない場合、本サービスを申し込むことはできません。

### 第1条(用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

(1)「利用契約」

本規約に基づく本契約者と当社間の契約をいいます。

(2)「申込者」

本規約に同意の上で、本サービスの利用を申し込む者をいいます。

(3)「本契約者」

利用契約を締結したお客様をいいます。

(4)「サービス提供仕様書」

当社が別途定める本サービスの詳細を定める仕様書をいいます。

(5)「契約者提供サービス」

本契約者が、本サービスを利用して、契約者提供サービス利用者に対して提供するサービス、アプリケーション等をいいます。

(6)「契約者提供サービス利用者」

契約者提供サービスの提供を受ける者をいいます。

(7)「情報配信装置」

本契約者が本サービスを利用して契約者提供サービスを提供するために設置する電気通信設備等をいいます。

(8)「サービスセンター」

当社が本サービスを提供するために設置する電子計算機及び電気通信設備等をいいます。

(9)「サービスポータルページ」

本サービスに関する情報サイト (<https://www.cotoba.net/>)

### 第2条(利用規約の変更)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。

(1)本規約の変更が、本契約者の一般の利益に適合するとき

(2)本規約の変更が、本サービスにかかる契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.当社は、前項の変更を行う場合は、当該変更内容の効力発生日を定め、その 30 日前までに本規約を変更する旨、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生日を、サービスポータルページへの掲載、その他の適切な方法により通知します。

### 第 3 条(サービスの内容)

本サービスは、対話コンテンツ(シナリオ、辞書、意図解釈モデル)を登録し、登録した対話コンテンツで動作する対話APIを提供するサービスです。

本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細はサービス提供仕様書に定める通りとします。なお、サービス提供仕様書も利用契約の一部を構成するものとし、サービス提供仕様書の内容と本規約の内容とが異なる場合は、サービス提供仕様書の内容が優先して適用されるものとします。

- (1) 情報配信装置からサービスセンターに送信された情報を解析し、当社が適当と判断する方法で分類した結果を情報配信装置に送信する機能
- (2) 契約者提供サービス利用者から情報配信装置に送信された、サービスセンターに蓄積される文字等の情報(以下「利用者情報」といいます)を閲覧することができる機能
- (3) 契約者提供サービスにおいて用いる単語・用語等の情報費新装置への登録その他必要な設定を行うことができる機能
- (4) 前項に付随し、又は関連する機能

2.本サービスの利用可能地域は日本国内のみとします。

3.本契約者は、本サービスにおける対話 API を、契約者提供サービスにご利用いただけます。

### 第 4 条(利用料金)

本契約者は、当社に対し別途当社が定める料金表に基づく本サービスの利用料金及びその消費税相当額(以下「対価等」といいます。)を支払うものとします。当社は、利用月の翌月上旬に、利用月にかかる対価等に関して、当社指定の金融機関と支払期日を明記した請求書類を送付します。

2. 本契約者が支払期日までに対価等を支払わなかった場合、本契約者に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止し、支払期日の翌日から支払完了日まで、その未払い金額に対して年 14.6%の割合で計算した額を遅延利息として請求することができるものとします。

3. 当社は、本契約者が本契約に基づいて当社に支払った対価等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

### 第 5 条(通知)

当社から契約者への通知は、本規約に特段の定めのない限り、本契約者が届出を行った電子メールアドレス宛への電子メールの送信又はサービスポータルページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2.前項の規定に基づき、当社から本契約者への通知を電子メールの送信又はサービスポータルページへの掲載の方法により行う場合には、本契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信した時点又はサービスポータルページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

## 第 6 条(利用契約の成立と効力)

利用契約は、申込者が当社所定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により、申込みを受け付けたことを通知した時に成立するものとします。尚、申込者が申込みを行った時点で、当社は、利用者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
- (3) 申込者が本規約に定める本契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
- (4) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 第 7 条(利用契約の解約・変更)

利用契約の解約及び変更は、本契約者が本条 2 項に定める方法により申請をし、当社が当該申請の受付を本契約者に通知した時点で成立します。尚、解約及び変更の効力は、申請があった月の翌月から発生するものとします。

2. 解約及び変更の申請は、当社所定の解約・変更申込書に必要事項を記入の上で、希望する解約又は変更の効力発生月初日の 10 営業日前までに当社に提出する方法により行うものとします。
3. 利用契約が変更される場合は、別途当社が提示する金額へと利用料金に変更となります。
4. 利用契約が解約された場合、解約日が属する月の末日をもって本サービスの提供は終了します。

## 第 8 条(遵守事項)

本契約者は、本サービスの利用にあたり、自己又は第三者をして以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (2) 当社のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (3) 本サービスの全部又は一部について、有償、無償を問わず第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、使用許諾、その他の処分をする行為
- (4) 契約者提供サービス利用者又は第三者に成りすまし、又はそれにより他の契約者提供サービス利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (5) 当社又は本サービスの他の利用者、若しくは本サービスに関連する第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
- (6) 本サービスに含まれる特許権、商標権、著作権等の全ての知的財産権のあらゆる表示について改変、除去する行為
- (7) 本サービスにおいて提供されるソフトウェア(プログラムを含み、以下同様とします。)の全部又は一部を、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の修正又は改変する行為

- (8) 法令又は公序良俗に違反及び犯罪行為に関連する行為
  - (9) その他当社が不適切と判断する行為
2. 本サービスを利用するために必要なコンピューター等の機器、通信回線その他の通信環境等(情報配信装置を含みますが、これに限られません)の準備・維持、通信にかかる一切の費用は、本契約者が自己の費用及び責任において行うものとします。
  3. 当社は、本サービスへのリクエスト頻度、サーバーの繁忙状況その他当社の判断に基づき、本契約者へ本サービスの利用に制限を設ける場合があります。
  4. 当社は、本契約者による本規約の違反行為が発覚した場合は、本契約者に対して、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
  5. 本契約者は、本契約者又は契約者提供サービスを通じた契約者提供サービス利用者による本サービスの利用により、第三者の権利を侵害し又は侵害するおそれがあるとして第三者との間で紛争等が生じた場合には、本契約者の費用及び責任においてこれを解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。
  6. 当社は、本契約者が本規約の条項のいずれかに違反することにより当社に生じた損害の賠償を、本契約者に対して請求することができるものとします。

## 第9条(個人情報等)

当社は、本サービスの提供にあたり、本契約者及び契約者提供サービス利用者から取得する個人情報(個人情報保護法第2条第1項に定義されるものをいい、以下同様とします)を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱います。

2. 本契約者は、契約者提供サービスを提供するにあたっては、第3条第1項第2号に定める利用者情報が個人情報に該当する場合、これを取得・利用することについて、契約者提供サービス利用者から事前の同意を得るほか、契約者提供サービス利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当と認められる措置を講じるものとします。
3. 前項に定めるほか、契約者提供サービスを通じた個人情報、位置情報その他契約者提供サービス利用者に関する情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、契約者提供サービス利用者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために必要かつ相当な措置を講じるものとします。
4. 本契約者は、本サービスを利用するにあたり、個人情報保護法等の法令を遵守して当社に本契約者の個人情報等のデータを開示又は提供するとともに、契約者提供サービス利用者をして個人情報保護法等の法令を遵守させ契約者提供サービスを通じて当社に利用者情報を開示又は提供させるものとします。
5. 本契約者は、当社が次の各号に掲げる目的で、利用者情報を統計的なデータに加工したうえで利用する場合があることについて、契約者提供サービス利用者の事前の同意を得るものとします。
  - (1) 本サービスで提供する機能の有効性評価及び機能改善その他本サービスの品質向上の目的
  - (2) 本サービスの利用状況の計測・分析の目的
  - (3) 本サービスの障害・不具合時の調査・対応の目的
  - (4) 本サービスに関する技術を活用した、本サービス以外のソフトウェア・サービスの開発・機能改善及び品質向上の目的

- (5) 新サービスの開発、マーケティング活動のための統計・分析をする目的

## 第 10 条(機密情報)

本契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本サービスの利用にあたり当社から提供されるサービス提供仕様書、ドキュメント類、その他口頭又は書面を問わず開示された当社の技術上、営業上及び常務上の一切の情報(以下「機密情報」といいます)を、本サービスの利用の目的外に使用せず、また第三者に開示又は漏洩しないものとします。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約者が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示され、又は知得する以前に公知であった情報
- (2) 開示され、又は知得する以前に自らが既に保有していた情報
- (3) 開示され、又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
- (4) 開示され、又は知得した後、その情報によらず自らの開発により知得した情報
- (5) 開示され、又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報

3. 第 1 項の定めにかかわらず、本契約者は、機密情報を契約者提供サービスの提供のために必要最小限の範囲に限り、契約者提供サービス利用者に開示することができるものとします。

4. 本契約者が本条の定めに基づき第三者に秘密情報を開示する場合は、当該第三者に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すものとします。なお、この場合において、当該第三者が当該義務に違反し当社に損害を与えたときは、本契約者は自らの故意・過失の有無にかかわらず、当社に生じた損害を賠償するものとします。

## 第 11 条(契約者提供サービス)

契約者提供サービスは、本契約者の責任において提供されるものであり、本契約者の契約者提供サービスの提供に関して責任を負わないものとします。また、当社は、契約者提供サービスにかかる本契約者及び契約者提供サービス利用者との間の紛争等について、本サービスの提供における当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

2. 本契約者は、本サービスを用いた契約者提供サービスの提供にあたり、本規約に定める契約者提供サービス利用者が遵守すべき義務を、契約者提供サービス利用者に遵守させるものとします。

## 第 12 条(免責)

当社は、本サービスの正確性、適格性、完全性、有用性、的確性、信頼性、特定の目的への適合性、第三者の知的財産権の非侵害等を保証するものではありません。

2. 当社は、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、本契約者による本サービスの利用に関連して契約者提供サービス利用者又は第三者に直接又は間接に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

## 第 13 条(損害賠償額の上限)

当社の責に帰すべき事由により当社が本契約者に対して負う損害賠償の範囲は、本契約者に現実に発生した通常生ずべき損害に限るものとし、かつ本利用者における損害発生時点から最大1年遡った期間に本契約者が利用料金として当社に支払った金額を上限とします。但し、当社の故意または重過失による場合は、本条は適用されないものとします。

#### 第14条(本サービスの変更)

当社は、1ヶ月前までに通知することにより本サービスを変更することができるものとします。当該変更を行うときは、当該変更後の本サービスの内容及びその変更後の本サービスの開始時期を、サービスポータルページへの掲載、その他の適切な方法により通知します。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約者による本サービスの機能の継続利用及び利用料金に影響がない場合、又は緊急やむを得ない場合は、当社は事前の通知を要さず本サービスの変更を行えるものとします。

#### 第15条(本サービスの提供中断等)

当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部若しくは一部の提供を中断又は停止することがあります。

- (1) 天災地変、戦争、暴動、騒乱、保健衛生上の危害等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - (2) 本サービスにおいて使用する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - (4) 当社の運用上又は技術上、当社が本サービスの中断又は停止が必要と判断したとき。
2. 当社は、第1項に基づき本サービスの全部又は一部の提供を中断する場合は、予めその旨を本契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中断した場合であっても、本契約者、契約者提供サービス利用者及び第三者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

#### 第16条(本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

尚、本サービスの全部が廃止された場合は、当該廃止の時点を持って本契約も終了するものとします。

2. 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止するときには、本契約者に対し廃止する日の120日前までにその旨を通知します。
3. 第1項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止したことにより本契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

#### 第17条(利用契約の解除)

当社は、本契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1) 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (2) 第 15 条(提供中断等)第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が中断若しくは停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- (3) 第 8 条(遵守事項)に違反したとき。
- (4) 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

#### 第 18 条(利用契約の終了等)

利用契約が終了したときは、第 7 条第 4 項に定める場合を除き、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。尚、その後再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

2. 利用契約の終了に伴い契約者提供サービスの提供が不可能又は終了する場合であっても、当社は本契約者及び契約者提供サービス利用者に対して何らの責任をも負うものではなく、本契約者が自らの責任において契約者提供サービス利用者に対して契約者提供サービスの提供の終了について適切な措置をとるものとしします。

#### 第 19 条(トライアルプラン)

トライアルプランとは、本サービスの申込者が本サービスの有償プラン契約前に本サービスの評価を行うことを目的に、無償で利用する形態のことをいいます。トライアルプランの利用についても、本規約における本サービスにかかる規定が準用されるものとしします。

2. トライアルプランの開始時に別途当社が定めた又はトライアルプランの申込者と別途合意して定めたトライアルプランの利用期間の終了時点までに、本サービスの有償プランへの申込みがない場合は、当社の判断で URL 接続先及びデータの削除を適宜行なうことができるものとしします。

3. トライアルプランの利用によって、トライアルプランの利用者に損害が生じても当社は責任を負いません。

#### 第 20 条(契約終了後の措置)

本契約者は、利用契約が終了した場合、機密情報を速やかに当社に返還又は破棄するものとしします。

#### 第 21 条(SLA)

本サービスのサービスレベルはサービス提供仕様書により規定されるものとしします。

2. 当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用することができなくなった場合、当社はサービス提供仕様書で定めるところにより、本サービス利用料を返金します。

3. 当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを利用できなくなった場合の当社の責任は、前項に定めるものに限られ、本サービスが利用できないことにより契約者に生じるその他一切の損害、不便、不都合から当社は免責されるものとしします。

## 第 22 条(残存条項)

利用契約が終了した後も、第 8 条(遵守事項)第 5 項及び第 6 項、第 9(個人情報等)第 1 項、第 10 条(機密情報)、第 11 条(契約者提供サービス)、第 12 条(免責事項)、第 13 条(損害賠償額の上限)、第 15 条(提供中断等)第 3 項、第 16 条(本サービスの廃止)第 3 項、第 19 条(トライアルプラン)第 3 項、第 20 条(契約終了後の措置)、第 22 条(残存条項)、第 24 条(権利の譲渡等)、第 25 条(合意管轄)及び第 26 条(準拠法)の定めは、なお有効に存続するものとします。

## 第 23 条(反社会的勢力の排除)

本契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
  - (2) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 本契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 本契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

## 第 24 条(権利の譲渡等)

本契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利及び当社に対して負う義務並びに利用契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

## 第 25 条(合意管轄)



本契約者と当社との間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条(準拠法)

利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法を準拠法とします。

附則

本規約は、2020 年5月 11 日から実施します。

以上